

公益社団法人磐田法人会 入会申込書

本会の趣旨に賛同し入会いたします。

令和 年 月 日

所在地	〒		
法人名	フリガナ		
代表者氏名	フリガナ	役職名	氏名
電話番号	印		
FAX番号			
業種			
資本金	万円		
決算期	月		
設立年月日	西暦	年	月 日

※所在地と送付先（連絡先）が異なる場合は、下記通信欄へご記入願います。

取引金融機関（年会費は自動振替をお願いしています。）

銀行
信用金庫
農協

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係わる「個人情報」を研修会・諸会議等の開催通知、機関誌の送付、並びに福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

「個人情報取扱いに関するポリシー」に同意いただけない場合、また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは事務局までお願いいたします。 公益社団法人 磐田法人会 個人情報取扱い係

※通信欄（送付先が異なる場合等ご記入ください。）

紹介者	氏名

※事務局記入欄

受付日	会員区分	管理番号	支部	年会費額	口振	P F	支部連絡	郵送
	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員							

定款7条に定める会費規則

1. 本会の会費は次の基準とする。

項	資本金及び出資金	年額
1	500万円未満の法人	4,000
2	500万円以上 1,000万円未満の法人	5,000
3	1,000万円以上 3,000万円未満の法人	7,000
4	3,000万円以上 5,000万円未満の法人	10,000
5	5,000万円以上 10,000万円未満の法人	20,000
6	10,000万円以上の法人	30,000
7	支店法人については資本金にかかわらず 年額4,000円とする。	
8	関係会社(子会社)で代表者・事務所所在地等が同一のものは 年額2,000円とする。	
9	公益法人・特殊法人は 年額4,000円とする。	
10	賛助会員は 年額4,000円とする。	

2. 会費は毎年6月末までに納入するものとする。

ただし、口座振替ご利用の方は4月12日(休日の場合は翌営業日)に届け出の金融機関の口座から引き落としいたします。

3. 納入会費については、定款7条第2項により返還しないものとする。

4. 会費は、加入した年度は免除する。

付則 本規則は平成25年4月1日より実施する。

事務局	公益社団法人 磐田法人会 TEL. 0538-37-4577 FAX. 0538-37-3899
-----	---